

誓約並びに契約書（法人／団体用）

下欄に署名捺印する_____（以下甲という）は、WINDLAB（以下乙という）に鑑定等を依頼するにあたり、下記の誓約をし、契約します。

- 1、 委託する情報は甲がその情報について正当な権原(*)を有するか、一般に開示された情報、正当な手続きで取得したものであり、個人情報保護法等の法令に抵触するものではありません。
（*権原=ある行為をなすことを正当とする法律上の原因）
- 2、 万一、乙に委託する情報が、第三者の権利を抵触することとなった場合は、一切、甲の責任に於いて解決することとし、乙を免責とします。
- 3、 乙が甲に提示する資料等は、甲が個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用するのみとし、第三者への配布及び販売等を行いません。
- 4、 乙は、甲より提供された情報を機密情報とし、甲の事前了解を得ないで第三者に開示しないものとします。ただし、公官庁による法令に基づく情報提供の要請に対しては、上記の限りではありません。
- 5、 万一、乙への委託中に生じた事故等により乙へ預託した情報等が滅失、毀損した場合の乙に対する損害賠償請求は、依頼された料金（継続契約の場合は、一ヶ月の料金）を上限とし、それ以外の責については免責とします。
- 6、 甲が乙より提示された情報により、何らかの損害と被ったとしても乙を免責とします。
- 7、 サービス利用料金は、別紙「鑑定料金表」に定めます。別紙における継続相談は、契約期間を 1 年間とします。継続相談は、契約終了一ヶ月前に甲もしくは、乙より契約終了の意思表示がなければ、自動更新とします。
継続相談の契約終了は、契約終了一ヶ月前に双方が解約に合意するか、甲もしくは乙が、一ヶ月の利用料金に相当する料金を相手方に支払う事によって、いつでも解約できるものとします。
継続相談は、甲が乙に対し、一ヶ月に2件までの無償相談枠を要求できます。
一ヶ月内の無償相談枠を超える件数の相談は、乙が受け入れ可能であれば、一件当たり個別相談料金の半額で受けるものとします。
- 8、 上記の条項に疑義が生じた場合は、双方が誠意を持って話し合うものとします。

